


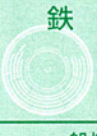


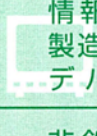
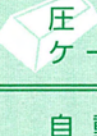


## 4 賃金関係

### I. 賃金の現状

<b>1. 連合発表資料</b> .....	4-1
(1) 2006年春季生活闘争調査データ .....	4-1
①賃金改定状況 .....	4-1
②一時金状況 .....	4-8
③中小共闘集計 .....	4-13
④産別開示の定昇相当分 .....	4-15
⑤最低賃金 .....	4-16
⑥初任給 .....	4-17
⑦パート労働者 .....	4-18
⑧2007連合白書データ .....	4-20
1. 連合構成組織の標準者ポイント別賃金水準・年間一時金 .....	4-20
2. 連合最低生計費 .....	4-22
3. 地域別の最低生計費指標設定にあたっての参考資料 .....	4-23
4. 国税庁「税務統計」における年収分布の動き .....	4-24
5. 賃金カーブの10年間の変化(95年→2005年) .....	4-24
6. 厚生労働省「多様化調査」における雇用形態別の賃金分布の動き .....	4-25
7. パート労働者と一般労働者の賃金比較の推移 .....	4-25
⑨賃金制度の整備・見直しに向けて .....	4-26
<b>2. 大阪府調査資料</b> .....	4-30
①2006年春季賃上げ妥結状況 .....	4-30
②2006年夏季一時金妥結状況 .....	4-41
③2006年年末一時金妥結状況 .....	4-52
<b>3. 厚生労働省</b> .....	4-63
「2006年(平成18年)民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」 .....	4-63
<b>4. 日本経団連調査資料</b> .....	4-68
①2006年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果(加重平均) .....	4-68
②2006年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果(加重平均) .....	4-69
③2006年夏季賞与・一時金 大手企業業種別妥結結果(加重平均) .....	4-70
④2006年年末賞与・一時金 大手企業業種別妥結結果(加重平均) .....	4-71
⑤2006年3月卒「新規学卒者決定初任給調査結果」の概要 .....	4-72
⑥「2006年6月度 定期賃金調査結果」の概要 .....	4-75
⑦「2006年1～6月実施分 昇給、ベースアップ実施状況調査結果」の概要 .....	4-78
<b>5. 大阪府法定最低賃金</b> .....	4-81
①大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金 .....	4-81
②最低賃金 知っておきたい6つのポイント .....	4-83

## 5. 大阪府法定最低賃金

### ①大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金

大阪府内の事業所で働く方に適用される 最低賃金		
産 業	時間額 (発効年月日)	適用が除外される方
 塗 料 製 造 業	<b>830円</b> (平成17年10月31日)	次の業務に主として従事する方 (1) ラベルはりの業務 (2) 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、ごん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務  (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方
 鉄 鋼 業	<b>817円</b> (平成18年11月30日)	
 一般機械器具製造業、暖房装置・配管工用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	<b>807円</b> (平成18年10月31日)	
 自動車・同附属品製造業	<b>802円</b> (平成18年11月30日)	
 電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業	<b>784円</b> (平成18年10月31日)	
 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>781円</b> (平成18年11月30日)	
 自動車小売業	<b>793円</b> (平成18年11月30日)	
 各種商品小売業 (衣、食、住にわたる商品を小売する事業所)	<b>754円</b> (平成18年11月30日)	
上記以外の産業	<b>712円</b> (平成18年9月30日)	上記以外の産業で働くすべての方 (上記の産業の最低賃金の適用が除外される方を含む。)

- ◎発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ◎裏面もご参照ください。

## 大阪労働局

労働基準部賃金課	06-6949-6502	東大阪労働基準監督署	06-6723-3006
大阪中央労働基準監督署	06-6941-0451	岸和田労働基準監督署	0724-31-3939
大阪南労働基準監督署	06-6653-5050	堺労働基準監督署	072-238-6361
天満労働基準監督署	06-6358-0261	羽曳野労働基準監督署	0729-56-7161
大阪西労働基準監督署	06-6531-0801	北大阪労働基準監督署	072-845-1141
西野田労働基準監督署	06-6462-8101	泉大津労働基準監督署	0725-32-3888
淀川労働基準監督署	06-6350-3991	茨木労働基準監督署	072-622-6871

**1**

**賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。**

- (1) 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- (3) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

**2**

**最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外（月給など）で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。**

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶ 時間給  $\geq$  最低賃金額
- (2) 日給制の場合 ▶ 日給  $\div$  1 日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額
- (3) 月給制の場合 ▶  $\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働日数} \times \text{所定労働時間}} \geq$  最低賃金額

**3**

**最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。**

**4**

**最低賃金額未満の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。**

最低賃金についてご不明の点がございましたら

大阪労働局労働基準部賃金課 または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL : <http://www.osaka-rodo.go.jp>

## ②最低賃金 知っておきたい6つのポイント（厚生労働省）

1

### 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

2

### 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の適用除外が認められています。

最低賃金の適用除外を受けられる労働者は

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうちの一定のもの
- ④ イ. 所定労働時間の特に短い者  
ロ. 軽易な業務に従事する者  
ハ. 断続的労働に従事する者

となっています。

適用除外許可を受けようとする使用者は、それぞれの所定様式による申請書3通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

3

### 最低賃金にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があります。

- **地域別最低賃金**（例）〇〇県最低賃金  
※産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用され、各都道府県ごとに設定
- **産業別最低賃金**（例）〇〇県一般機械器具製造業最低賃金  
※各都道府県内の特定の産業の労働者とその使用者を適用対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものについて設定

なお、使用者は、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

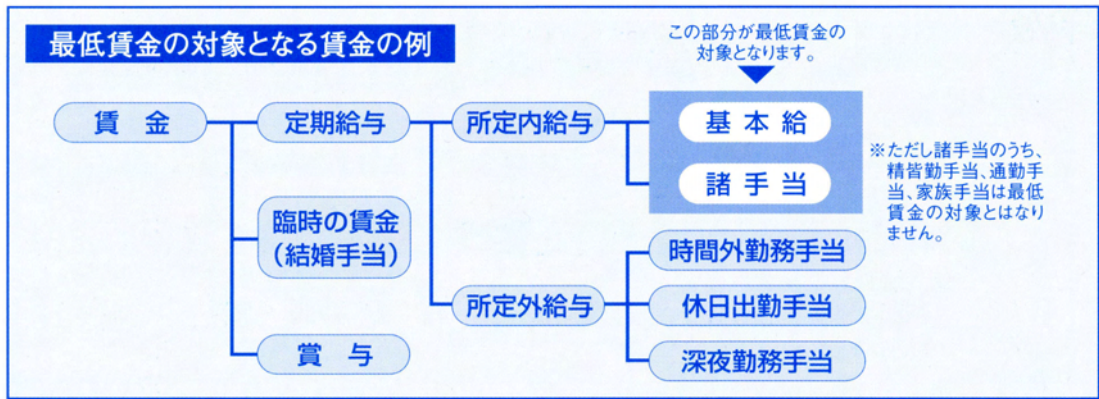
4

### 最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



## 5 最低賃金以上となっているかどうかは、どのようにして調べるのですか？

すべての地域別最低賃金と大部分の産業別最低賃金については、時間額のみが表示となっておりますが、一部の産業別最低賃金は、従前どおり日額と時間額の両方で定められています。

日額と時間額の両方が定められている産業別最低賃金の適用される労働者の範囲については、従前どおり時間額は時間給制の労働者に、日額は時間給制以外の労働者に適用されますのでご注意ください。

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、質問4に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給与の支払われ方が、

- ① 時間給の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金(時間額)  
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、日給  $\geq$  最低賃金(日額)
- ③ ①、②以外(週給、月給等)の場合  
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。  
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、賃金額と最低賃金額の日額のそれぞれを時間当たりの金額に換算して比較します。

月給制の場合の換算方法の例 ○○県で働く労働者Aさんは

- 年間所定労働日数255日
- 月給112,000円
- 所定労働時間は毎日8時間

で働いています。

■○○県最低賃金は、665円(時間額)とします。

1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。
 
$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
2. Aさんの場合、1.の計算式に当てはめると
 
$$\frac{\text{月給}112,000\text{円} \times 12 \text{か月}}{\text{年間所定労働日数}255\text{日} \times 8 \text{時間}} \approx 658\text{円}82\text{銭} < 665\text{円}$$
 したがって、この場合は、最低賃金法に違反することになります。

**注意!** 地域別最低賃金及び大部分の産業別最低賃金は時間額のみが表示です。時間給制以外の場合は、上記に照らして今一度ご確認ください。

## 6

## 最低賃金はどのようにして決められていますか？

最低賃金の決定方式には、大きく分けて、「審議会方式」と「労働協約拡張方式」の2つがあります。

## 審議会方式

- 地域別最低賃金：  
厚生労働大臣又は都道府県労働局長が  
必要と認めたとき
- 産業別最低賃金：  
労使から申出があり  
最低賃金審議会で決定の必要有とされたとき

## 労働協約拡張方式

一定の地域内の同種の労使の大部分に適用  
される労働協約があり、労働組合又は使用者の  
全部の合意による申請があったとき

諮 問

## 最低賃金審議会

労働者代表、使用者代表、公益代表、各同数の委員による審議

答 申

厚生労働大臣又は都道府県労働局長

決定・官報公示

効力の発生

現在、最低賃金のほとんどは審議会方式によって決定されています。最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議が行われ、

①労働者の生計費 ②類似の労働者の賃金 ③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定されています。